

令和 3年度 5月分 工事請負変更契約状況表

(単位：円)

(上水・工水・下水会計)

担当課 工事番号	契約年月日	工事名	契約の相手方	設計金額	請負代金額	請負代金額の増減	当月分の増減	工期	契約期間	備 考
下水道建設課 20000042	R2. 10. 8	北部処理区支線工事その 4	株式会社中山建設 中山 善嗣	69,516,700	62,107,267			174	R2. 10. 9 R3. 3. 31	
	R3. 3. 11							240	R2. 10. 9 R3. 6. 5	
	R3. 5. 14							290	R2. 10. 9 R3. 7. 25	
下水道建設課 20000044	R2. 10. 22	湊南第 2 排水区支線工事その 1	中村設備工業株式会社 中村 伸行	73,933,200	65,589,849			160	R2. 10. 23 R3. 3. 31	
	R3. 3. 11							210	R2. 10. 23 R3. 5. 20	
	R3. 5. 18							404	R2. 10. 23 R3. 11. 30	

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000042号
工 事 名	北部処理区支線工事その4
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>【1工区】</p> <p>Φ200mmPRP管布設工 L=323.7mm マンホール工(楯円-4,0号-1,塩ビ-20,レジン-3) 28か所 取付管およびます工 21か所 付帯工 1式 水道管移設工 1式 整備面積(汚水) A=1.84ha</p> <p>【2工区】</p> <p>Φ200mmPRP管布設工 L=34.0mm マンホール工(楯円-4,0号-1,塩ビ-20,レジン-3) 1か所 取付管およびます工 3か所 付帯工 1式 整備面積(汚水) A=0.45ha</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事施工にあたり、次のとおり変更となります。</p> <p>本工事において、県道部における試掘の結果、地下埋設物が当初想定よりも浅く埋設されていることが判明した。当初設計での管底高、人孔及び本管の布設位置では施工が困難となってしまうため、工法の変更に係る協議及び埋設物管理者との協議に時間を要し、工程に遅れが生じた。前述した内容を踏まえ協議した結果、受注者の責めに帰することができない事由であると判断した。本工事の受注者である株式会社中山建設 代表取締役 中山善嗣より、建設工事請負契約書第22条第1項に基づき工期延長請求書の提出があり、同契約書同条第2項及び第24条に基づき50日間の工期延長をいたしたい。</p>

年 度	令和2年度
工 事 番 号	第20000044号
工 事 名	湊南第2排水区支線工事その1
変更後の工事場所	
変更後の工事概要	<p>管きょ工</p> <p>φ1000mmFRPM管 開削工 L=69m</p> <p>φ800mmFRPM管 開削工 L=14m</p> <p>φ700mmFRPM管 開削工 L=53m</p> <p>φ600mmVU管 開削工 L=50m</p> <p>φ350mmVU管 開削工 L=5.4m</p> <p>マンホール工 (3号-4、2号-6) 10か所</p> <p>排水構造物工 L=99m</p> <p>集水ます工 4か所</p> <p>付帯工 1式</p> <p>水道管移設工 1式</p> <p>整備面積 (分流・雨水) A=1.37ha</p>
変 更 の 理 由	<p>本工事において、既設埋設管の移設が必要であり、既設埋設管管理者と移設時期について調整を重ねてきましたが、既設埋設管の移設工事が遅れ、既設埋設管移設に不測の日数を要したため、工期内の完成が困難な状況となりました。</p> <p>上記理由により、本工事の受注者より工期延長請求書の提出がありましたので、検討の結果、同契約第22条の規定に基づくものであり、受注者の責に帰することが出来ない事由と判断出来るため、同契約書第24条に基づき、194日間 (令和3年11月30日まで) の工期延長するものである。</p>